

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童福祉関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、児童福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松茂町長

## 公表日

平成30年8月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉関係事務
②事務の概要	①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務(認定、利用者負担額の算定、給付費の支給、各種届出に関する確認) ②児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する事務(認定・額改定、各種届出に関する確認) ③子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども子育て支援事業に関する事務(認定、利用者負担額の算定、利用者負担の徴収、給付費の支給、各種届出に関する確認)
③システムの名称	・障害者福祉台帳システム(障害児通所サービスシステム) ・総合福祉システム(子ども・子育て支援、児童手当) ・中間サーバー ・番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉事務総合ファイル、児童手当事務ファイル、子ども・子育て支援事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 第8、56、94項 番号法別表第一主務省令 第8、44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会】 第10、11、12、13、16、74、75、116項 【情報提供】 第12、16、26、30、56の2、87、116項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松茂町総務課 771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 TEL 088-699-8710
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松茂町総務課 771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 TEL 088-699-8710

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

